

第 1 1 住民投票期日、選挙との同日実施、住民投票に要する費用

基本的な考え方

- 1 住民投票は、住民からの請求、議会からの請求又は市長自らの発議があった日から起算して30日以後90日以内において実施する。
- 2 住民投票に要する費用に対する考慮は重要ではあるが、住民投票と選挙とが相互に影響を及ぼすことについては避けるべきである。そのため、選挙との同日実施を義務付けする制度とはしない。
- 3 住民投票は期待される効果をもたらす時期に実施されることが望ましく、住民投票と選挙とが相互に影響を及ぼすことについては避けるべきであり、結果としての同日実施についてもこれを避けることが望ましい。
- 4 住民投票に要する費用については、情報提供、投票啓発、投開票所設営費など、市長選挙と同程度の費用が見込まれる。

市民検討懇話会での議論・検討内容

1 住民投票期日

住民投票期日については、投票所、開票所の設置といった実務上の準備に必要とされる期間、住民投票に不可欠とされる情報提供に必要な期間、各方面で議論が行われるための期間等を考慮した上で、速やかに決定する必要がある。

そのため、住民投票は、住民からの請求、議会からの請求又は市長自らの発議があった日から起算して30日以後90日以内において実施する。

2 住民投票と選挙との同日実施

住民投票は、単一の争点について争われる。これが4年間の市政全体を信託する選挙と同日に実施されると、選挙が単一の争点により代表者を選ぶ傾向にならざるを得ない。

また、選挙が住民投票に及ぼす影響を考えた場合、純粋に住民投票において住民の意思を問えるのかという問題がある。選挙で人を選ぶことと住民投票で争点を選択することとが不可分になると、純粋に住民投票の争点だけを選べないおそれがある。

住民投票の実施が求められるような「市政の重要な課題」については、喫緊の問題であることが多いと考えられる。住民投票を必ず選挙と同日に実施するとした場合、選挙が行われない一定の期間があるときには、住民投票の実施の時期が遅れることにより、住民の意思を確認する時期を逸してしまうおそれもある。

住民投票制度そのものを活かし、民意が正確に反映される状況を作るためには、選挙との相互の影響を避けることが住民投票にとっても選挙にとっても望ましい。そのため、住民投票と選挙とを同日に実施することを義務付けする制度とすることは避けるべきである。また、結果として住民投票と選挙とが同日に実施されることについても、これを避けることが望ま

しい。

その上で、住民投票条例には、住民投票を選挙と同日に実施すること又はしないことについて特段の規定を設けることとはせず、選挙との同日実施、住民投票の単独実施のいずれも可能とする制度とする。

3 住民投票と選挙とを同日に実施する場合に留意すべき点

住民投票と選挙とが同日に実施されることは、これを避けることが望ましい。しかし、住民投票と選挙とが、結果として同日に実施されることも考えられる。

住民投票と選挙とを同日に実施した場合、一般的には、投票所、開票所等を同一にすることにより、また、投票管理者、開票管理者等を兼任することにより事務を簡素化し、費用の軽減を図ることが期待されるものと考えられる。

その反面、公職選挙法上における諸規制との関係から、住民投票の実施における体制の整備や住民投票運動については、制約が多くなるものである。

住民投票と選挙とを同日に実施する場合には、以下の点に留意する必要がある。

(1) 同日実施の場合における投票所へ出入し得る者の制限（公職選挙法第58条関係）

公職選挙法第58条は選挙人でない者の投票所への入場を禁じており、公職選挙法上の選挙権を有しない外国人や未成年が公職選挙法上の選挙と同一の投票所に入ることは違法となる。そのため、公職選挙法による選挙と住民投票条例による投票とを同時に行う場合、選挙人ではないが住民投票の投票資格者である者の投票所については、別に設ける必要がある。この点については、経費の節減をすることは難しい。

また、選挙の投票と住民投票の投票とを同一の投票場所により実施した場合、選挙人ではない者に対して選挙の投票用紙を交付するおそれがあるなど、実務上からも投票所は明確に区分する必要がある。

なお、選挙人であり、かつ、住民投票の投票資格者である者が選挙と同一の投票所において住民投票の投票を行うことは、選挙の執行上支障がない限りにおいて、差し支えないものである。

(2) 同日実施の場合における住民投票に関する住民投票運動と公職選挙法上の規制

ア 選挙運動関係（公職選挙法第13章）

住民投票運動については、原則、これを自由とした場合であっても、選挙との同日実施の場合、選挙運動の期間中において公職選挙法第13章における選挙運動の規制を受ける。すなわち、特定候補者の当選を目的とした支援等といった選挙運動にわたる行為は、同章の範囲内で行われなければならない。

公職選挙法第13章における選挙運動の規制は多岐に渡る。そのため、住民投票運動が選挙運動にわたるものである場合、住民投票運動を行うことができない。

また、選挙との同日実施の場合、選挙運動にわたる住民投票運動であるのか、また、

選挙運動にわたらない純然たる住民投票運動であるのかといった事実認定が難しいという問題もある。

イ 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動関係（公職選挙法第14章の3）

選挙運動の期間中及び選挙期日において、政治活動を行う団体が行う一定の政治活動については、それが選挙運動にわたらない純然たる政治活動であっても、公職選挙法第14章の3により禁止される。そのため、住民投票運動を行う主体が政治活動を行う団体であり、かつ、住民投票運動が禁止される一定の政治活動に当たるときは、一部選挙における確認団体である場合を除き、これを行うことができない。

住民投票の住民投票運動は一般的には政治活動に該当することから、住民団体等が住民投票運動のためのビラの頒布、ポスターの掲示、演説会の開催、自動車、拡声機の使用等を行う場合には、その内容が選挙に関係しないことであっても規制の対象とされる。このことにより、住民投票にとって必要とされる情報や十分な論議が行えないという懸念がある。

一方で、所属候補者等を有することにより、一部選挙において確認団体となった政治団体については、当該選挙運動の期間中及び選挙期日にあつては一定の政治活動が認められており、住民投票運動を行うことが可能である。このことは、団体の違いにより行うことができる住民投票運動の範囲に差が生じることを意味する。

なお、公職選挙法第14章の3は、「政治活動を行う団体」の政治活動を規制する規定である。そのため、個人の政治活動については、選挙運動にわたらない限り自由である。しかし、選挙運動の期間中及び選挙期日において、選挙とは全く無関係に個人が政治活動を行うことは、実態として難しいものと考えられる。

公職選挙法における確認団体制度

政党その他の政治活動を行う団体は、原則として選挙の期日の公示（告示）の日から選挙の当日までの間に限り、一定の政治活動をすることができない。

しかし、一定の要件を具備する政党その他の政治団体については、総務大臣や選挙管理委員会の確認書の交付を受け、確認団体としてその期間に一定の規制の範囲内で政治活動を行うことができる（公職選挙法第201条の6から第201条の9まで）。

4 住民投票に要する費用

住民投票制度を導入し、住民投票を実施する場合、新たに費用が発生することとなる。住民投票に要する費用についてはできるだけ少ないことが望ましいものの、選挙と同様に便宜を図る制度を考えた場合、選挙と同程度の費用が見込まれる。

(1) 住民投票に要する費用の試算

住民投票に要する費用の試算については、住民投票の前提となる諸条件により変動することから、制度の詳細が決定しなければ、費用の試算は困難である。そのため、試算については今後の制度設計により変動するものである（試算 32ページ参照）。

なお、直近の苫小牧市長選挙（平成22年6月27日選挙期日）に要した費用については、平成22年度決算ベースで40,663,982円である。そのため、住民投票を実施した場合についても、同程度の予算措置が必要となるものと考えられる。

(2) 住民投票に要する費用の試算において留意すべき項目

ア 住民投票公営の制度を設定した場合

- ・ 公職選挙法による選挙公営と同様の制度を設定することによる公費負担額（住民投票公報の発行、ポスター等作成に係る公費負担等）

イ 選挙と同日に実施した場合

- ・ 投開票所の設置、形態の変更等による費用
- ・ 投開票事務従事者の増減による費用

ウ 外国人住民又は未成年者を投票資格者とした場合

- ・ 投開票所の設置、形態の変更等による費用（外国人、未成年者等についての投票所の設置を含む。）
- ・ 投開票事務従事者の増減による費用

エ 投票資格者名簿の調製、期日前投票事務、不在者投票事務、投開票事務等の実施に係るシステム設計、改修

- ・ 新規（既存）システムの導入（改修）による費用
- ・ 投票資格者について選挙権を有する者との同一の対象とした場合における費用
- ・ 投票資格者について選挙権を有する者に加え、外国人住民又は未成年者を対象とした場合における費用

オ 住民投票が行われていない平常時における投票資格者名簿の管理

- ・ 投票資格者名簿の調製に必要な費用
- ・ 署名数の定期的な告示、縦覧・閲覧制度を設けた場合における対応に係る費用

カ 人件費

- ・ 公職選挙法における選挙長、選挙立会人、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、選挙事務従事者（投開票事務従事者）に対して支給する報酬に相当する費用
- ・ 通常の選挙における執行態勢と変更がある場合についての出向職員、応援職員の時間外勤務手当及び臨時職員の賃金

住民投票に要する費用の試算

(単位：円)

| 節区分 | 金額 |
|-----------------------|-------------------------------|
| 細節区分 | 内 容 |
| 1 報酬 | 13,657,000 |
| | 投票管理者報酬（投票所、期日前投票所） 1,036,800 |
| | 投票立会人報酬（投票所、期日前投票所） 1,077,300 |
| | 選挙長・選挙立会人報酬 133,500 |
| | 投票事務従事者・開票事務従事者報酬 11,408,700 |
| 3 職員手当等 | 4,660,000 |
| | 出向職員・応援職員時間外勤務手当 |
| 4 共済費 | 150,000 |
| | 臨時職員社会保険料等 |
| 7 賃金 | 5,215,000 |
| | 臨時職員賃金 |
| 8 報償費 | 152,000 |
| | 選挙関係謝礼（点字翻訳等） |
| 9 旅費 | 195,000 |
| | 管内旅費 |
| 11 需用費 | 4,090,000 |
| 消耗品費 | 952,000 |
| | 選挙啓発消耗品 300,431 |
| | 投票所・開票所使用消耗品 160,440 |
| | 選挙用事務用品 490,350 |
| 食糧費 | 359,000 |
| | 投票管理者・投票立会人食事等 |
| 印刷製本費 | 2,779,000 |
| | 期日前投票等事務印刷費 338,835 |
| | 投票所入場券 661,500 |
| | 投票所・開票所印刷費 71,925 |
| | 選挙公報 1,082,813 |
| | 投票用紙 466,357 |
| | 投開票事務要領印刷 157,500 |
| 12 役務費 | 4,465,000 |
| 通信運搬費 | 4,129,000 |
| | 投票所入場券郵送料等 4,035,000 |
| | 投開票事務通信費等 93,450 |
| 手数料 | 336,000 |
| | 投票用紙計数機点検調整等 |
| 13 委託料 | 5,159,000 |
| | 投票所・開票所設営解体業務委託 4,350,150 |
| | 選挙公報配布業務委託 703,364 |
| | その他業務委託 105,000 |
| 14 使用料及び賃借料 | 1,024,000 |
| | 投票所・開票所会場使用料 615,895 |
| | 期日前投票所会場使用料 47,200 |
| | 投票立会人タクシー使用料 178,000 |
| | コピー機使用賃借料・FAX使用賃借料 182,765 |
| 19 負担金、補助及び交付金 | 1,091,000 |
| | 不在者投票指定施設事務費交付金 |
| 合計 | 39,858,000 |

※ 人員については、苫小牧市長選挙（平成22年）に準じて試算している。
投票所（42か所）、期日前投票所（4か所）

